

はじめての森林J-クレジット

概要編

2026年3月
栃木県環境森林部
森林整備課

目次

・ J-クレジット制度とは	2
・ J-クレジット＝森林管理プロジェクト	3
・ 森林経営活動とは	4
・ CO2吸収量の目安	5
・ CO2吸収源対象森林	6
・ 森林経営活動に登録するための適用条件	
その1	7
その2	8
その3	9
その4	10
その5	11
・ 覚えておきたい基本ルール	
その1 追加性	12
その2 二重主張の禁止	13
・ 補填義務	14
・ クレジット認証までの流れ	15



県営林担当では、高原県有林において令和6年度にプロジェクト計画を登録し、現在モニタリングを進めています。自らの実践を通じて得られたノウハウを広く共有し、森林由来のJ-クレジットの普及促進につなげることを目的として、モデル的な取組として実施しているものです。

このたび、J-クレジットに興味がある方が取得に向けた検討や申請を行う際の参考となるよう、「はじめての森林J-クレジット」として「概要編」と「実務編」を作成しました。

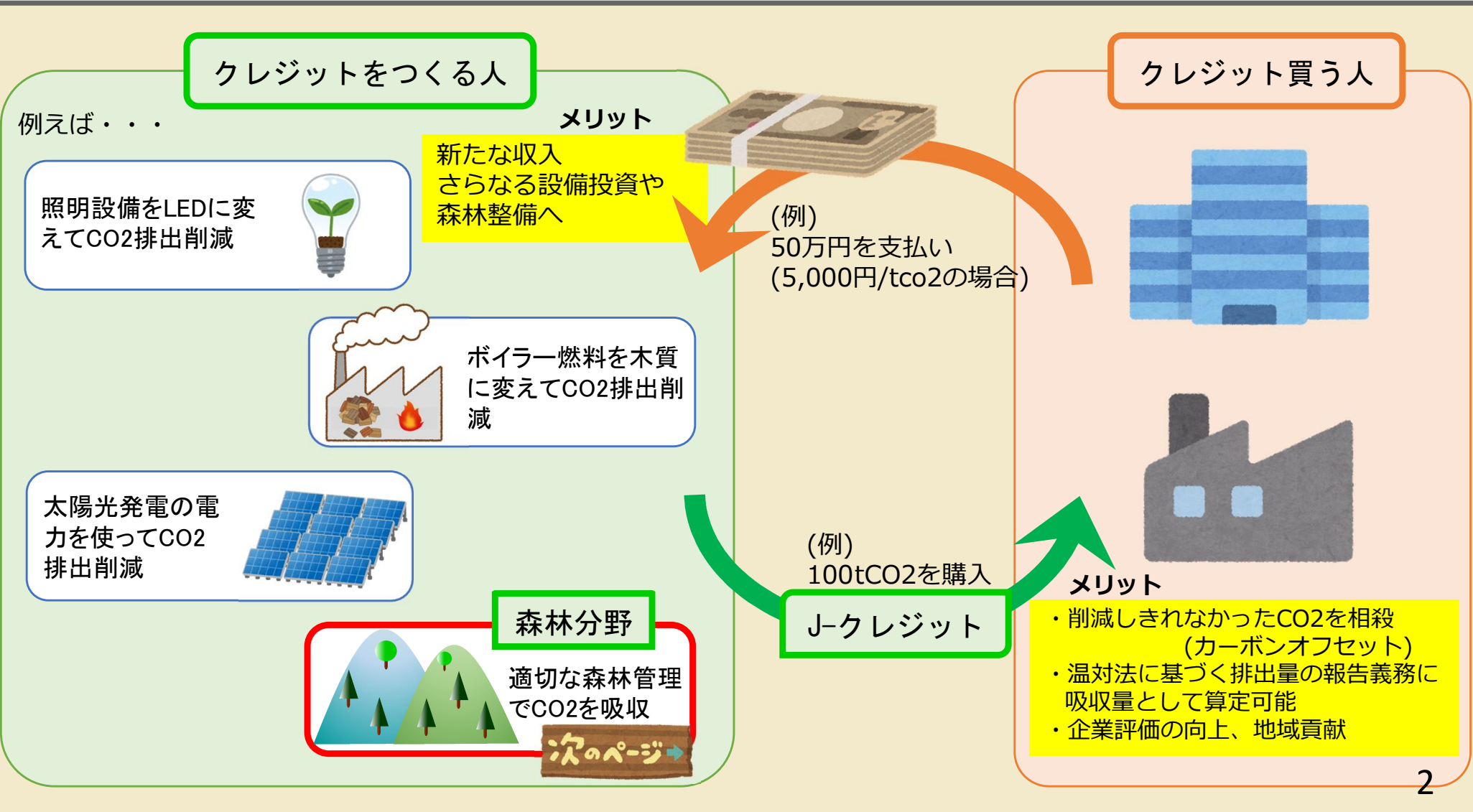
「概要編」は、「J-クレジットで何だろう？」と興味を持った方が手軽に手に取って読めるよう、簡易な内容としています。さらに詳しく知りたい場合は、林野庁が作成した「森林由来J-クレジット創出者向けハンドブック」や各規程をご確認ください。

一方、「実務編」は、実際にプロジェクト計画書などを作成する際に役立つよう、実践的な内容をまとめています。

これらの資料が、皆様の目的に応じてJ-クレジット活用の一助になれば幸いです。

J-クレジット制度とは

CO2などの温室効果ガスの削減量や吸収量をクレジットとして国が認証し、取引可能にする仕組みです。



J-クレジットの森林分野＝森林管理プロジェクト（※）

J-クレジットの森林分野には3つの方法論（※）があり、まとめて「森林管理プロジェクト」と言います。

※プロジェクトとは、森林を管理する活動のこと

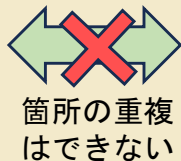
※方法論とは、排出量・吸収量の算定方法を示した規定

①森林経営活動

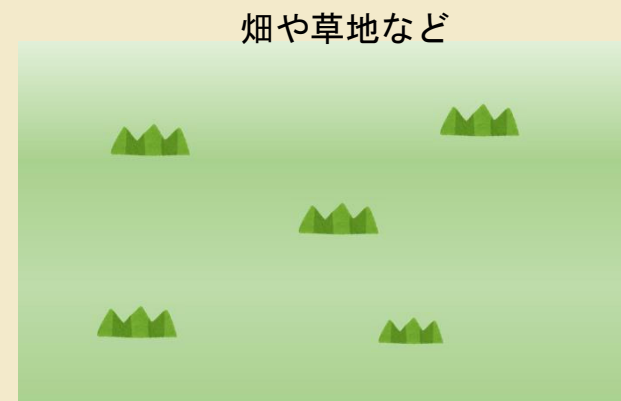
次のページ→

②再造林活動

③植林活動



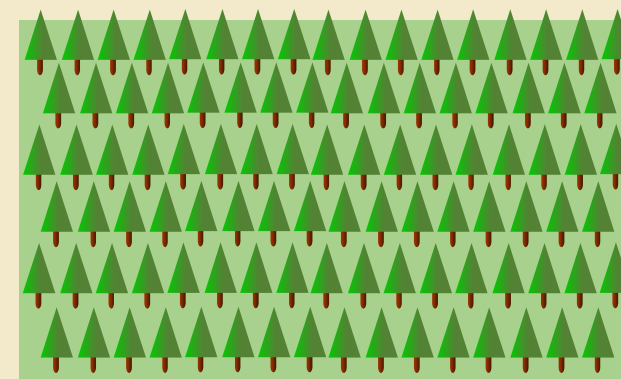
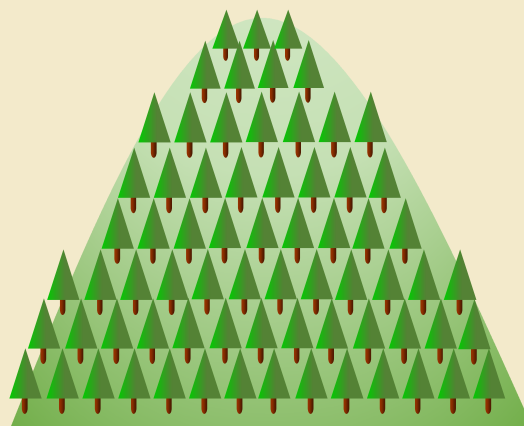
箇所の重複
はできない



森林経営計画に
基づく森林施業

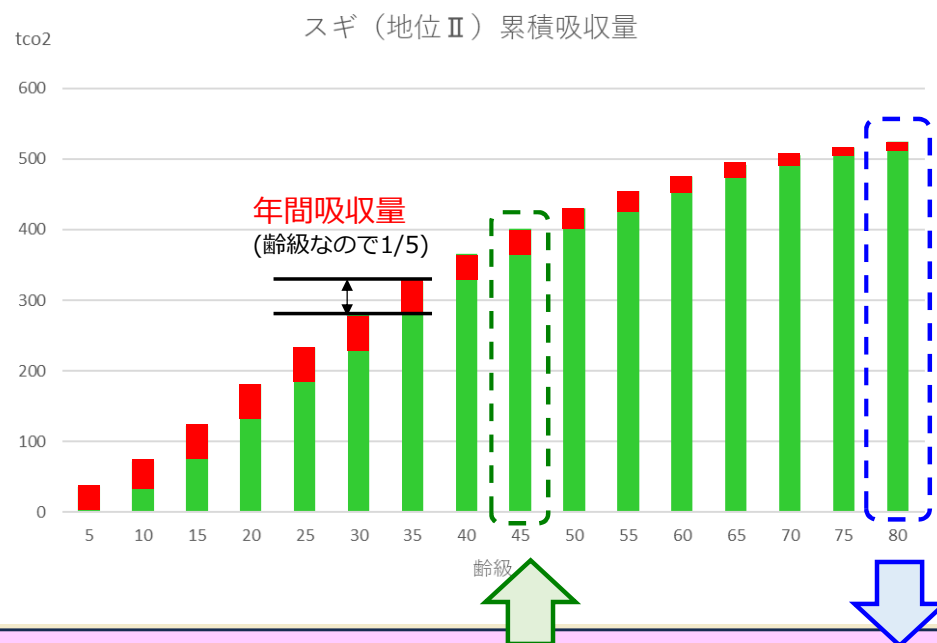
再造林により
吸収量を確保

植栽により
吸収量を確保



森林経営活動とは

森林経営計画に基づき適切に施業すれば、施業しないときよりもCO2の吸収量が増えます。吸収量の増加分がクレジット認証量になります。



【注意】

R6(2024)年12月の制度改正により、主伐再造林のルールを適用する場合は、別途、制度管理者(林野庁)に報告する形になりました

再造林をすれば、**標準伐期齢等(※2)**までの吸収量を加算できます。

主伐をするとその時点までの吸収量全てが排出量(※1)になります。

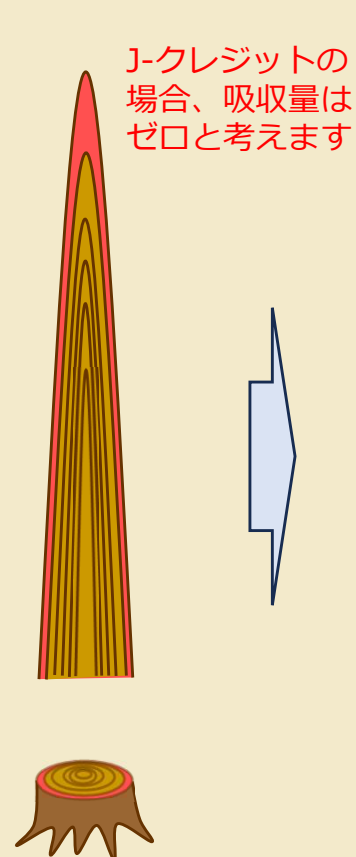
※2

森林経営計画の認定基準である主伐下限林齢です。市町村森林整備計画で確認しましょう。
(例) 伐期の延長の場合+10年など

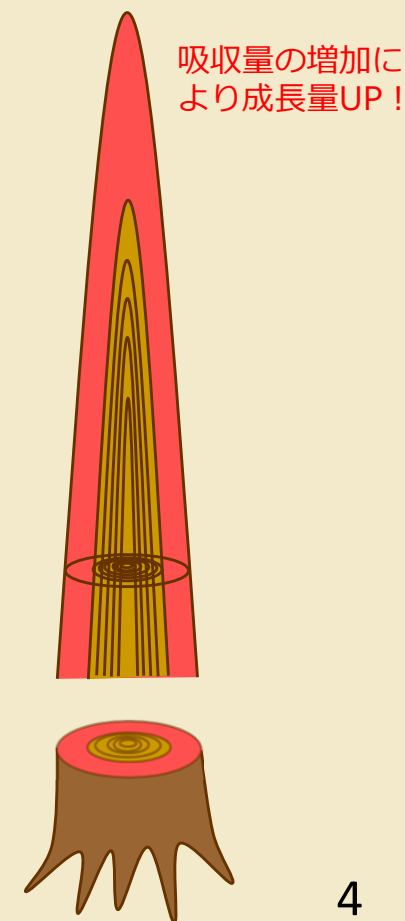
※1

主伐材を木材製品として利用すれば、炭素が固定され続けるため排出量から控除できます。(パルプ用・燃料用は対象外)

森林施業前
(間伐前)



森林施業後
(間伐後)



C02吸収量の目安

栃木県の収穫予想表に基づいたhaあたりの吸収量は下記のとおりです。

いずれも地位Ⅱの場合です。（単位：tCO₂/ha）

間伐等による年間吸収量

	スギ	ヒノキ
30年生	9.4	9.2
40年生	7.6	6.7
50年生	5.4	5.0
60年生	3.7	3.6

主伐による排出量

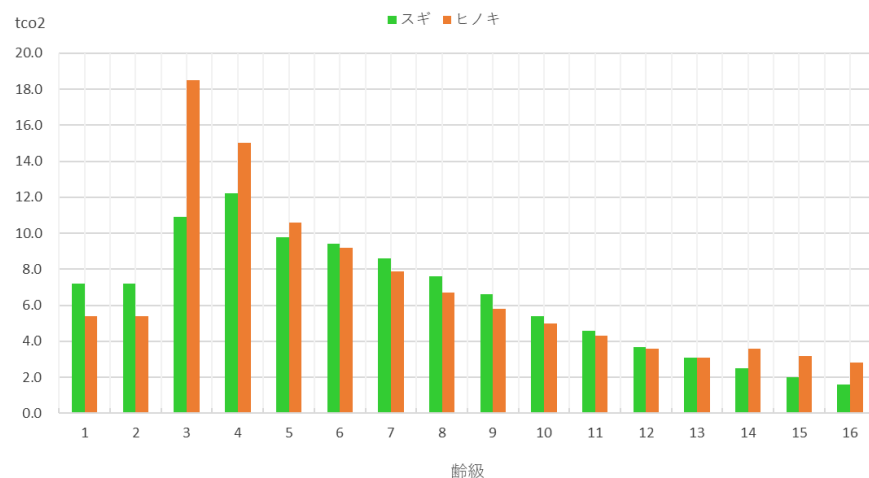
	スギ	ヒノキ
50年生	431	462
60年生	481	509
70年生	515	546
80年生	537	582

再造林による吸収量

	スギ	ヒノキ
35年生	284	－
40年生	－	359
45年生	359	－
50年生	－	416

標準伐期齢等までの吸収量

栃木県 スギ・ヒノキ単年度吸収量（地位Ⅱ）

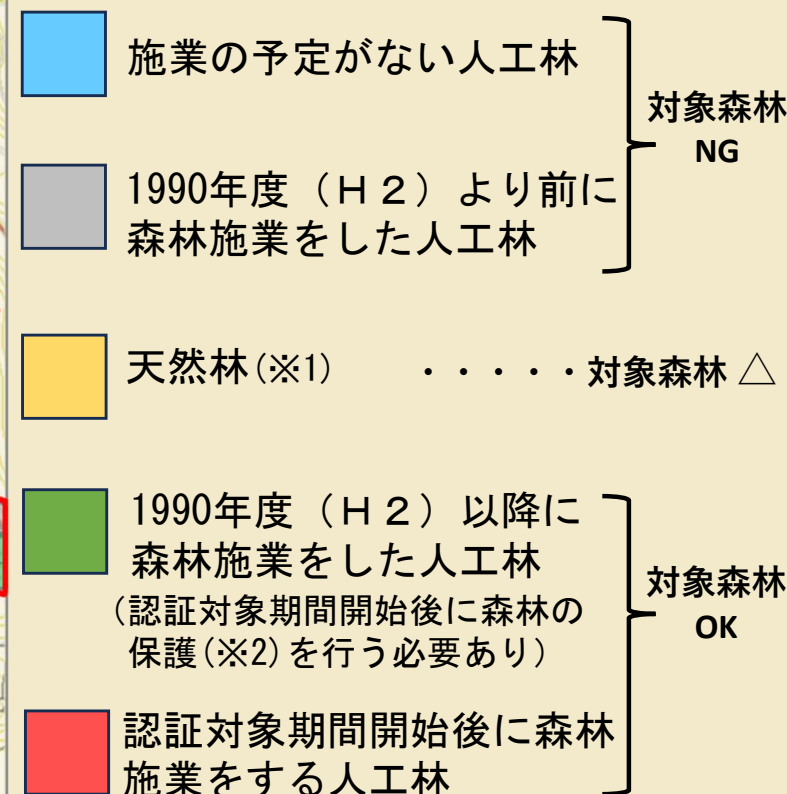
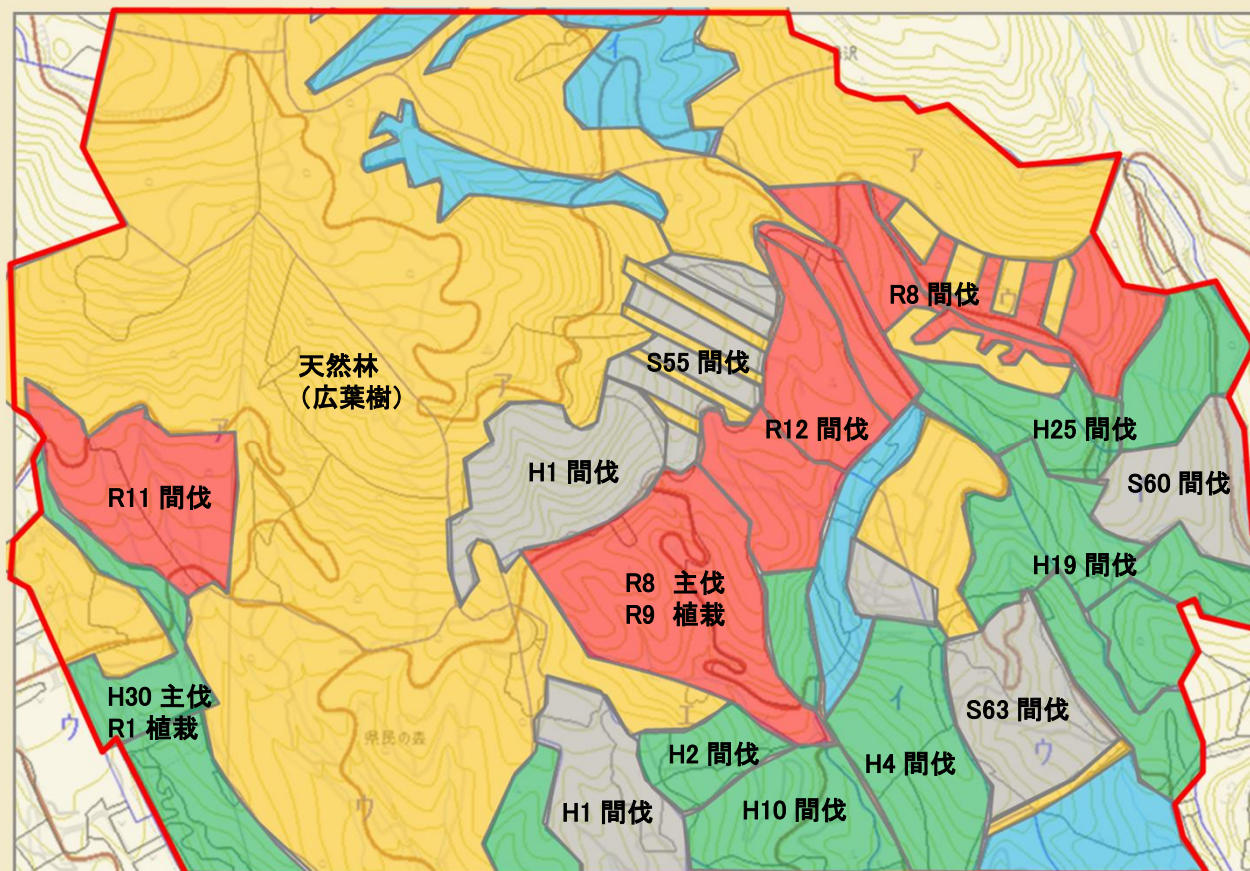


C02吸収源対象森林

C02吸収源の対象となる森林は

1990年度（平成2年度）以降に森林施業をした森林です。

造林(植栽、地拵え、芽かき)、
保育(下刈り、つる切り、除伐、枝打ち)、間伐



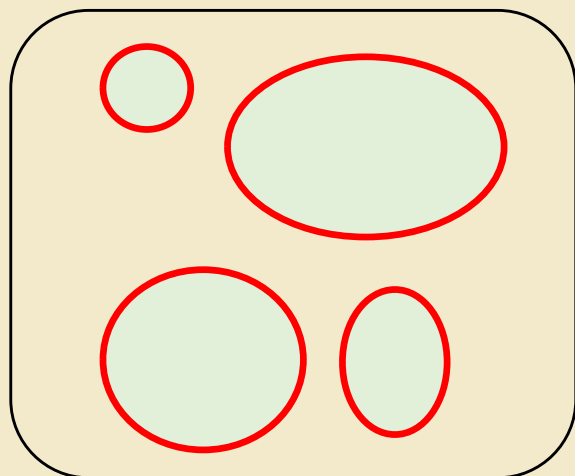
プロジェクト計画の登録を行う森林
認証対象期間の開始がR8年度の例

- ※1 保安林や国立公園等の制限林である場合、森林の保護を行えば、対象森林に含めることができます
- ※2 森林の保護とは、病害虫の駆除及び予防、鳥獣害の防止、火災予防、境界確認及び巡視ですが、実施日時や位置がわかるように写真を撮る必要があります。施業と保護の両方を行わないとクレジットとして認められません

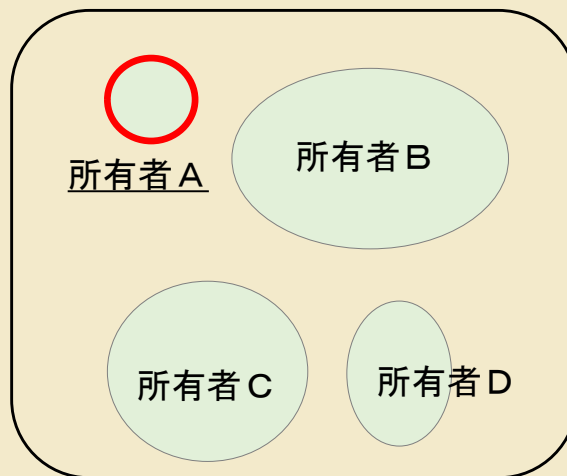
森林経営活動に登録するための適用条件 その1

プロジェクト計画は**森林経営計画単位**で行わなければならない

○ プロジェクト計画の登録を行う森林

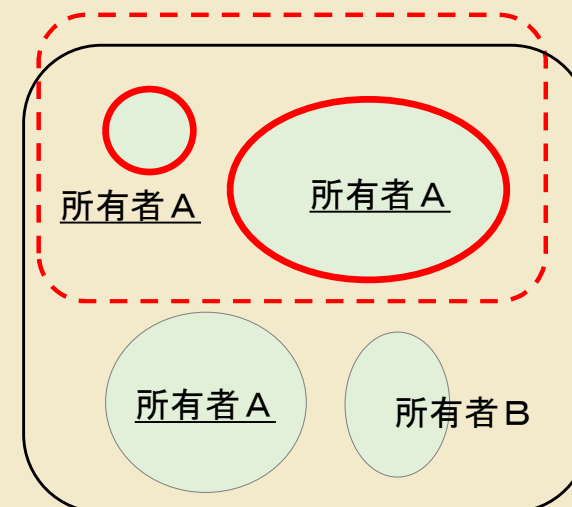


①森林経営計画の区域全体



②森林経営計画の区域のうちプロジェクト実施者自らが所有又は管理する区域の全体

・ 500ha以上
・ 恣意的な抽出でないこと※



③森林経営計画の区域のうちプロジェクト実施者自らが所有又は管理する区域の**一部**

※【恣意的な抽出でない】と認められる事例

- ・ 複数市町村にまたがっている森林経営計画で、特定の市町村のみ抽出する
- ・ 複数の森林所有者と受委託契約を締結している森林経営計画で、森林所有者から合意を得られた箇所のみ抽出する

この要件は、主伐箇所をわざと除外することで排出量の計上逃れを防ぐために設けられています。

森林経営活動に登録するための適用条件 その2

最終的な吸収量がプラスであること

認証対象期間が8年間の場合の例

	吸収量 A	排出量 B	差 A-B
1年目	100	0	100
2年目	110	300	-190
3年目	320	0	320
4年目	130	0	130
5年目	140	0	140
6年目	150	400	-250
7年目	380	0	380
8年目	170	0	170
合計	1500	700	800

主伐を行ったため排出量を計上

1年目 吸収量がプラスなので申請できる

2年目 吸収量がマイナスなので申請できない

1～8年目の吸収量をまとめて申請してもOK

主伐の翌年に植栽を行ったため、標準伐期齢等
までの吸収量を加算

ココ！ 認証対象期間の合計で吸収量の方が多くなること！

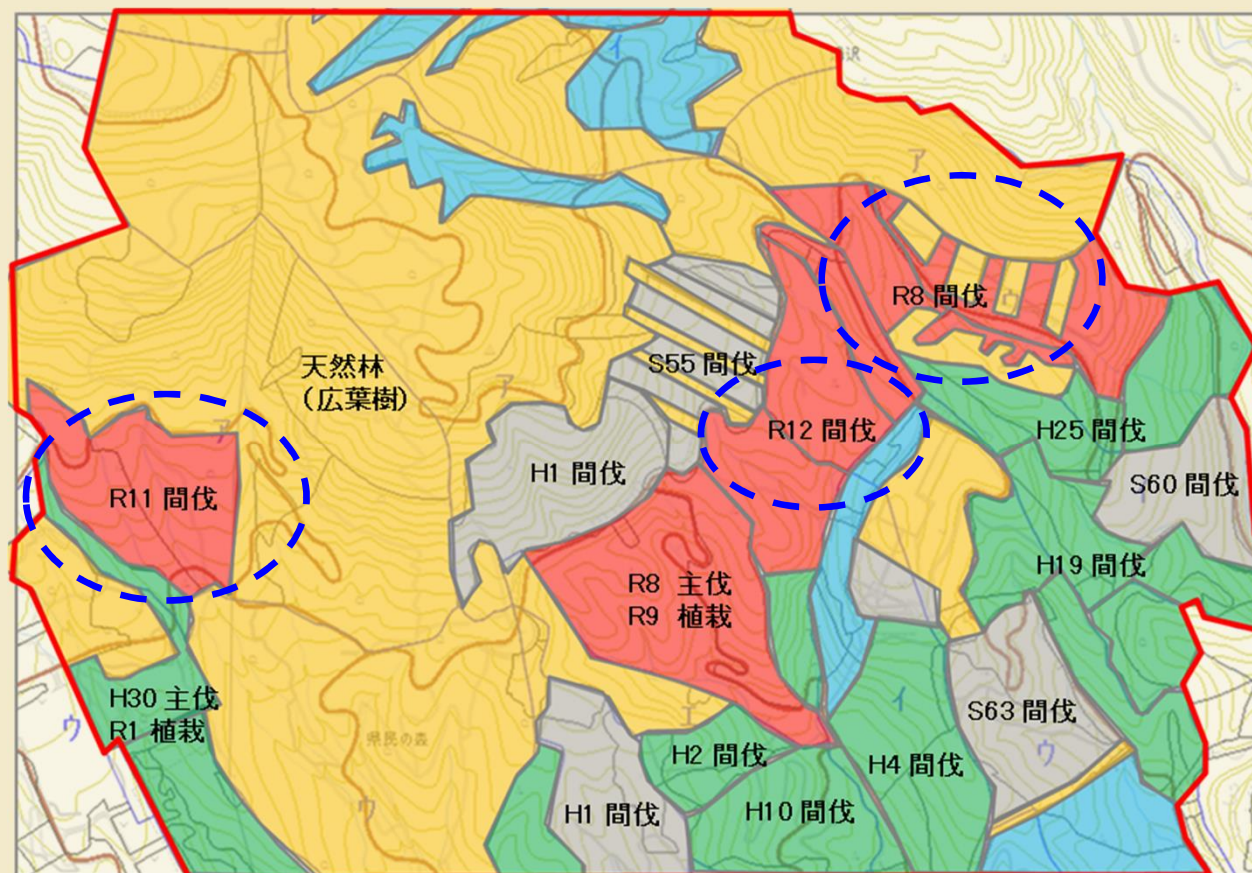
クレジットの認証申請は年度毎（1年毎）の申請でも、
複数年をまとめて申請でも吸収量がプラスであれば好き
なように選ぶことができます。

申請回数が多いと、回数分の手間と
費用がかかるまる。
でも、毎年クレジット化して販売し
たいまる。悩むまる・・・



森林経営活動に登録するための適用条件 その3

認証対象期間内に森林経営計画に基づく間伐が1箇所以上必要
間伐すべき森林が無い場合は、造林又は保育が1箇所以上必要



■ 認証対象期間開始後に森林施業
をする人工林

○ 間伐が3箇所計画されて
いるためOK!

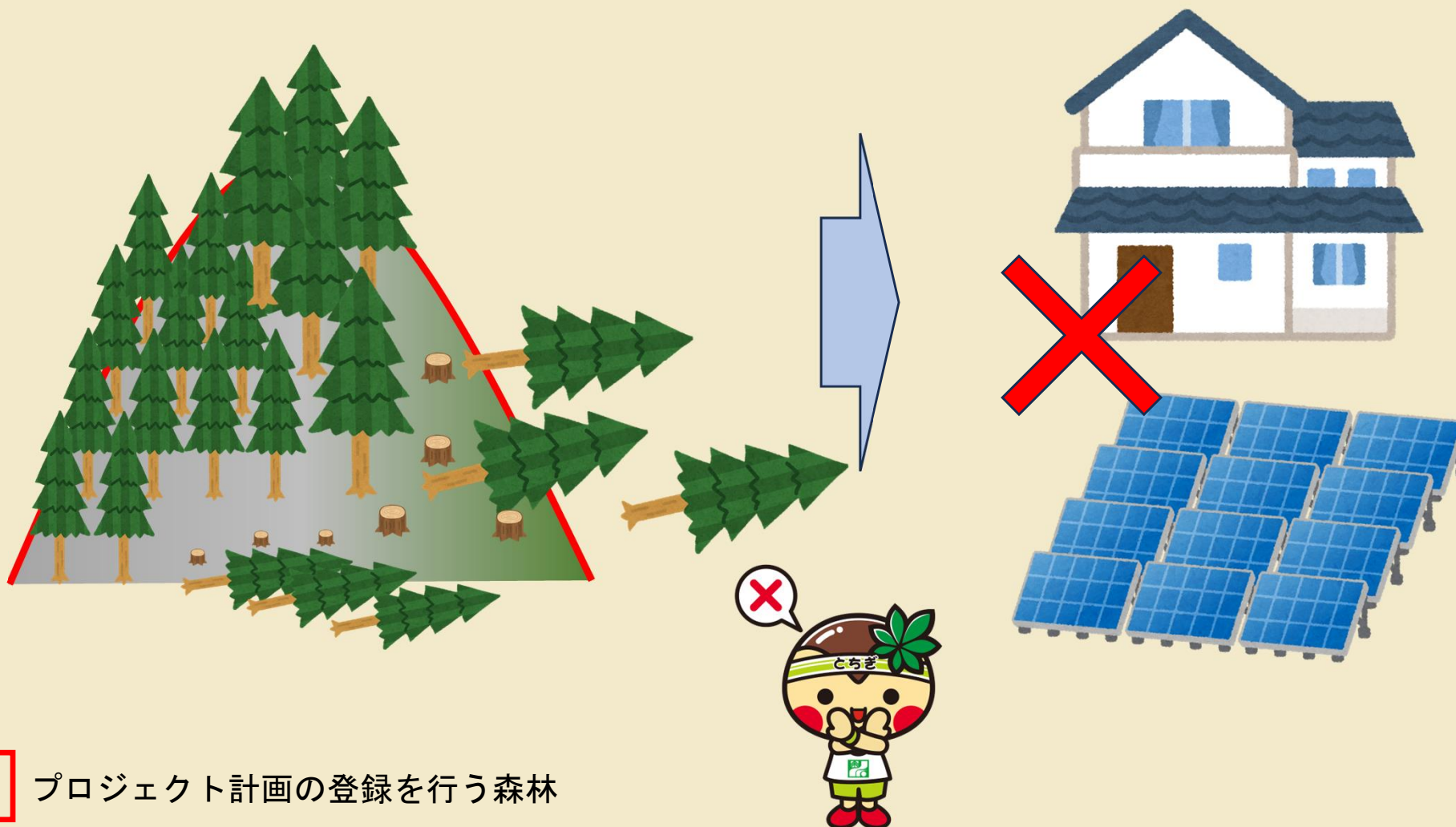


□ プロジェクト計画の登録を行う森林
認証対象期間の開始がR8年度の例

森林経営活動に登録するための適用条件 その4

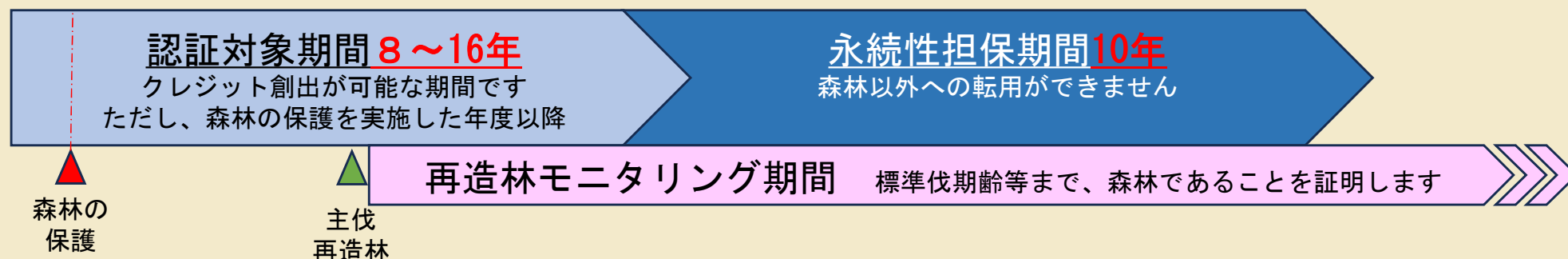
プロジェクト実施地の**土地転用**は不可

ただし、土地収用等（公共道路など）の避けがたい理由による土地転用は問題ありません。



森林経営活動に登録するための適用条件 その5

認証対象期間終了後、10年間の永続性担保期間が必要



認証対象期間

- ・ **8年～16年**の間で任意の期間を設定できます。

認証対象期間を決めるポイント

- ・ 認証期間～永続性担保期間が終了するまで、森林経営計画を継続して策定できますか？
(プロジェクト登録後、毎年写しの提出が必要です)
- ・ 認証対象期間内に大規模な主伐の計画がありませんか？
(主伐は排出量として計上しなければなりません)
- ・ 認証対象期間は、途中変更できません

何年にするまる？



覚えておきたい基本ルール その1 追加性があること

森林管理プロジェクトの場合、認証対象期間の**収支が赤字**でなければならない

追加性とは

J-クレジット制度では、「放っておいても自然に進む活動ではなく、クレジットがあるからこそ実施される活動」であることが必要です。

追加性＝その活動がなければCO2削減や吸収が起きなかったということ

誰でもやるような活動でクレジットが発行されると、企業は安いクレジットを買うだけで済み、本当に追加的な温暖化対策が進まない、むしろ遅らせることになるため、このルールがあります。

赤字の証明が不要の場合

次の3つの場合は、費用面の負担が非常に大きいため、**赤字の証明が不要**とされています。

(赤字であることが明らかなため、自動的に追加要件を満たしているとみなされます・・・)

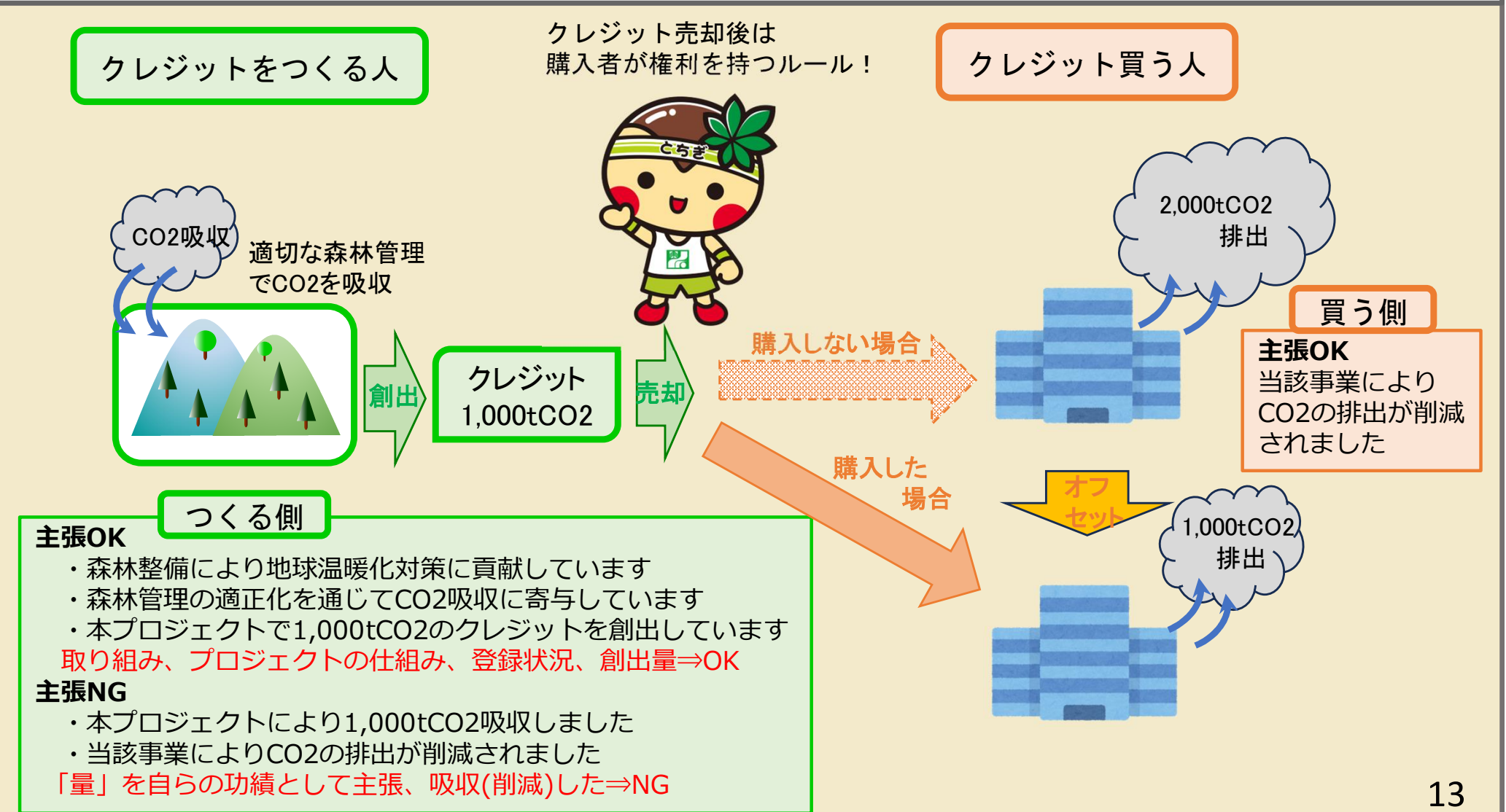
- ① **主伐の計画がない**
- ② 主伐計画箇所**すべてで再造林が計画**されている
- ③ 植林活動及び再造林活動

主伐をして天然更新を計画したら赤字の見通しを示す書類が必要まる



覚えておきたい基本ルール その2 二重主張の禁止

創出したクレジットを他者に販売した場合は、その分の環境価値の主張はできません。



補填義務

不適切な伐採や土地転用等があった場合、認証されたクレジット量を補填しなければなりません。

補填・・・プロジェクトを実施する者がクレジットの返納や購入により埋め合わせを行うこと
補填する事態にならないよう気をつけましょう

補填が必要なケース

- 土地の転用があった場合
- 森林経営計画に基づかない主伐があった場合
- 森林経営計画の取り消しがあった場合や継続して策定されなかった場合
- 認証対象期間中の吸収量の累計が認証されているクレジット量よりも少ない場合
- 適用条件を満たさなくなった場合
- 森林の持続的な管理を怠り、吸収量を著しく損ねた場合



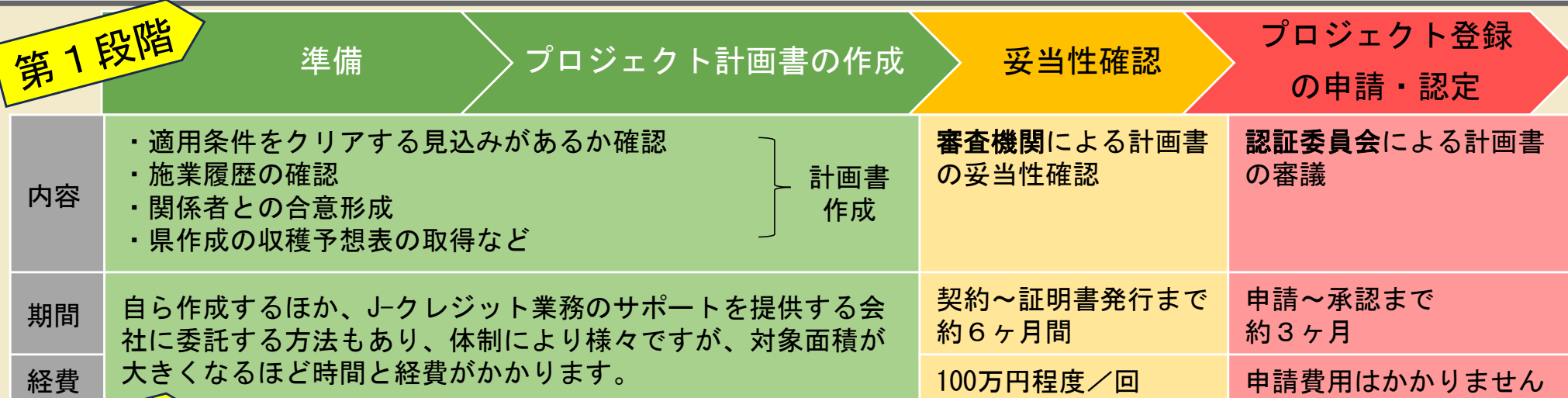
土地収用等（公共道路など）の避けがたい理由による土地転用や自然災害による被害は除外されます。
病虫獣害により林分成長が阻害された場合は、森林を再生する努力をしないと補填義務が発生します。

クレジット認証までの流れ

第1段階：プロジェクトを計画し、プロジェクト登録の審査を受ける

第2段階：プロジェクトを実施しながらモニタリングをし、結果を報告し
クレジット認証の審査を受ける

第1段階



第2段階

